

STOP! COVID-19

営業時間短縮に係る 感染拡大防止協力金

〈申請受付要項〉

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、
酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店に対する
都の営業時間短縮の要請に全面的に協力いただける
中小の事業者の皆様に対し、協力金を支給いたします。

申請
受付期間

令和2年9月1日(火)～9月30日(水)

専用
ポータルサイト

<https://jitan.metro.tokyo.lg.jp/index.html>
オンライン申請の場合は、このポータルサイトから
申請してください。



協力金の対象となる 「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」

注意

協力金の支給を受けるには、「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲示など、他の要件を満たしていることも必要です。

【酒類の提供を行う飲食店】

8月2日以前は22時から翌朝5時までの間に営業していた酒類を提供する飲食店ですか？

いいえ

はい

8月3日から8月31日までの間
22時までにお店を閉めましたか？（終日休業を含みます）

いいえ

はい

8月3日から8月31日までの間
終日酒類の提供をやめましたか？

いいえ

はい

協力金の対象外

例1 従来から酒類提供20時・営業21時まで
例2 時短後、酒類提供22時・営業23時まで

協力金の対象

例3 時短後、酒類提供20時・営業22時まで
例4 酒類提供を終日やめ、営業23時まで

【カラオケ店】

8月2日以前は22時から翌朝5時までの間に営業していたカラオケ店ですか？

いいえ

はい

8月3日から8月31日までの間
22時までにお店を閉めましたか？（終日休業を含みます）

いいえ

はい

協力金の対象外

例1 従来から営業21時まで
例2 時短後、営業24時まで

協力金の対象

例3 時短後、営業22時まで

協力金を申請する

3ページをご覧ください

11ページをご覧ください

「東京都感染拡大防止協力金」 の支給決定通知をお持ちの方

「東京都感染拡大防止協力金」の
第1回、第2回いずれかの
支給決定通知が届いている

はい

「東京都感染拡大防止協力金」で
支給決定された店舗と
同じ店舗で申請する

はい

〈 準備する書類 〉

✓	営業時間短縮に係る感染拡大防止 協力金申請書 別紙1-1
✓	誓約書 別紙2
✓	酒類の提供を行っていたことがわかる 書類(写し) ※ 飲食店のみ必要(カラオケ店は不要)
✓	営業時間短縮(または飲食店における 酒類の終日提供中止)の状況が わかる書類
✓	「感染防止徹底宣言ステッカー」を 店舗に掲示している写真

いいえ

いいえ

今回初めて協力金を申請する方

〈 準備する書類 〉

✓	営業時間短縮に係る感染拡大防止 協力金申請書 別紙1-2
✓	誓約書 別紙2
✓	営業活動を行っていることが わかる書類(写し)
✓	営業に必要な許可等を取得している ことがわかる書類(写し)
✓	酒類の提供を行っていたことがわかる 書類(写し) ※ 飲食店のみ必要(カラオケ店は不要)
✓	営業時間短縮(または飲食店における 酒類の終日提供中止)の状況が わかる書類
✓	「感染防止徹底宣言ステッカー」を 店舗に掲示している写真
✓	本人確認書類(写し)
✓	支払金口座振替依頼書 別紙3 ※ 郵送・持参の場合必要

準備する書類が整ったら協力金の申請へ
(オンライン 又は 郵送等)

必要書類がそろっているかチェックしてください

申請書類について

「東京都感染拡大防止協力金」 の支給決定通知をお持ちの方

1 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金申請書 **別紙1-1**
(※) オンライン申請の場合は、4ページ及び(2店舗以上の場合は)5ページ全体をスキャナ又は写真で取り込み、送信してください。

2 誓約書 **別紙2**
(※) オンライン申請の場合は、誓約書全体をスキャナ又は写真で取り込み、送信してください。
(※) 誓約書の最下部にある代表者職・氏名欄は、**必ず自署**をお願いします(ゴム印等の使用不可)。

3 酒類の提供を行っていたことがわかる書類(写し) ※飲食店のみ(カラオケ店は不要)

■(例)メニュー、酒類の仕入伝票 等



(※) 申請する店舗の名称が明記された書類をご提出ください。

4 営業時間短縮(または飲食店における酒類の終日提供中止)の状況が確認できる書類

■(例) 営業時間短縮等を告知するホームページ、店頭ポスター、チラシ、DM 等



(※) 申請する店舗の名称や営業時間短縮等の状況(営業時間の変更など)が明記された書類をご提出ください。

5 「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗に掲示している写真



(※) 「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗に掲示していることが明確にわかる写真をご提出ください。

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 申請書

東京都知事 殿

東京都からの営業時間短縮の要請に基づき、以下のとおり取り組んだため、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請します。なお、記載した（チェックした）事項については事実と相違ありません。

記入日 令和 2 年 月 日

1 申請者の情報

法人の方	
所在地	〒 - 都・道 府・県 区・市 町・村
法人名	
代表者職名	代表者氏名
法人番号	

個人事業主の方	
住所	〒 - 都・道 府・県 区・市 町・村
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日

日中連絡が 取れる方	フリガナ	
	氏名	
	電話番号	

2 申請状況

申請状況	<input type="checkbox"/> 「東京都感染拡大防止協力金」の第1回又は第2回で支給決定された店舗と申請する店舗が同じであり、支給決定通知を持っています。※チェックを入れてください。
申込番号	※支給決定通知に記載の申込番号（6桁又は7桁）を左詰めでご記入ください。第1回と第2回両方をお持ちの方は第2回の番号を、どちらか1つをお持ちの方はその番号をご記入ください。

※申請店舗が異なる場合、または、支給決定通知をお持ちでない場合は、「今回初めて協力金を申請する方」用の申請書をご利用ください。

3 営業時間短縮等を行った店舗の情報

基本情報	フリガナ	
	店舗名称	

取組 内容	ステッカーの 掲示	<input type="checkbox"/> ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。※チェックを入れてください。
----------	--------------	---

酒類の提供を行う飲食店の方 ※どちらかにチェックを入れてください。		
取 組 内 容	営業時間の 短縮	<input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、8月3日（月）から8月31日（月）までは、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）しました。
	酒類提供の 終日中止	<input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、8月3日（月）から8月31日（月）までは、酒類の提供を終日行いませんでした。

カラオケ店の方 ※チェックを入れてください。		
取 組 内 容	営業時間の 短縮	<input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業していたが、8月3日（月）から8月31日（月）までは、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）しました。



4 営業時間短縮等を行った店舗の情報（2か所目以降）

基本情報		フリガナ	
		店舗名称	
取組内容	ステッカーの掲示	<input type="checkbox"/>	ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。※チェックを入れてください。
取組内容	酒類の提供を行う飲食店の方 ※どちらかにチェックを入れてください。		
	営業時間の短縮	<input type="checkbox"/>	夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、8月3日（月）から8月31日（月）までは、 朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む） しました。
	酒類提供の終日中止	<input type="checkbox"/>	夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、8月3日（月）から8月31日（月）までは、 酒類の提供を終日行いません でした。
	カラオケ店の方 ※チェックを入れてください。		
	営業時間の短縮	<input type="checkbox"/>	夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業していたが、8月3日（月）から8月31日（月）までは、 朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む） しました。

※ 2か所目以降も都内の店舗に限ります。

※ 3か所目以降は、上記表を適宜コピーしてご活用ください。

※ 2か所目以降をご協力いただいた場合も支給金額は変わりませんが、協力店舗として公表させていただきます。



- ・第1回又は第2回「東京都感染拡大防止協力金」の支給決定通知をお持ちの方用の申請書です。
- ・第1回又は第2回協力金を申請中で、支給決定通知をお持ちでない方は、支給決定通知がお手元に到着するまでお待ちいただくか、締切に間に合わないようであれば、「今回初めて協力金を申請する方」用の様式で申請ください。
- ・また、第1回又は第2回協力金の支給決定通知をお持ちの場合でも、第1回又は第2回協力金の支給決定後に、申請企業の情報や対象店舗の情報に変更があった場合には、支給の対象とならない場合があります。

「東京都感染拡大防止協力金」の支給決定通知をお持ちの方

別紙1-1

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 申請書

東京都知事 殿

東京都からの営業時間短縮の要請に基づき、以下のとおり取り組んだため、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請します。なお、記載した（チェックした）事項については事実と相違ありません。

記入日 令和 2 年 9 月 1 日

1 申請者の情報


法人の方	
所在地	〒163-8001 東京都 新宿 区 西新宿2-8-1
法人名	株式会社東京産業
代表者職名	代表取締役社長
代表者氏名	東京太郎
法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
個人事業主の方	
住所	〒 - 都・道 府・県 区・市 町・村
氏名	
生年月日	2 治・大正・昭和・平成 年 月 日
日中連絡が取れる方	フリガナ シンジュクジロウ 氏名 新宿二郎 電話番号 03-1234-5678

2 申請状況

申請状況	4 「東京都感染拡大防止協力金」の第1回又は第2回で支給決定された店舗と申請する店舗が同じであり、支給決定通知を持っています。※チェックを入れてください。
申込番号	5 2 3 4 5 6 7 ※支給決定通知記載の申込番号（6桁又は7桁）を左詰めでご記入ください。第1回と第2回両方をお持ちの方は第2回の番号を、どちらか1つをお持ちの方はその番号をご記入ください。 ※申請店舗が異なる場合、または、支給決定通知をお持ちでない場合は、「今回初めて協力金を申請する方」用の申請書をご利用ください。

3 営業時間短縮等を行った店舗の情報

基本情報	フリガナ イザカヤマルマルシンジュクテン 店舗名称 居酒屋●●新宿店
取組内容	ステッカーの掲示 6 ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。※チェックを入れてください。
取組内容	酒類の提供を行う飲食店の方 ※どちらかにチェックを入れてください。 営業時間の短縮 <input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜2時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、8月3日（月）から8月31日（月）までは、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）しました。 7
	酒類提供の終日中止 <input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜2時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、8月3日（月）から8月31日（月）までは、酒類の提供を終日行いませんでした。
取組内容	カラオケ店の方 ※チェックを入れてください。 営業時間の短縮 8 夜間時間帯（夜2時から翌朝5時まで）に営業していたが、8月3日（月）から8月31日（月）までは、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）しました。



① 法人番号

法人の場合は13桁の法人番号を必ず記入してください。

② 生年月日

必ず和暦で記入してください。

③ 日中連絡先

日中連絡が取れる方の情報を必ず記入してください。事務局から申請に関するお問い合わせをすることがあります。

④ 申請状況

必ずチェックを記入してください。

⑤ 申込番号（6桁又は7桁）

第1回、第2回協力金の支給決定通知を両方お持ちの方は第2回の番号を、どちらか1つをお持ちの方は、その番号を左詰めで記入してください。

⑥ ステッカーの掲示

（ステッカーを掲示のうえ）必ずチェックを記入してください。

⑦ 酒類の提供を行う飲食店の方

必ずどちらかにチェックを記入してください。

⑧ カラオケ店の方

必ずチェックを記入してください。

「東京都感染拡大防止協力金」の支給決定通知をお持ちの方

別紙1-1

4 営業時間短縮等を行った店舗の情報（2か所目以降）

基本情報	9	フリガナ 店舗名称	カラオケマルマルシブヤテン カラオケ●●渋谷店
取組内容	10	ステッカーの掲示	ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。※チェックを入れてください。
取組内容	酒類の提供を行う飲食店の方 ※どちらかにチェックを入れてください。		
	営業時間の短縮	11	<input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、8月3日（月）から8月31日（月）までは、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）しました。
取組内容	カラオケ店の方 ※チェックを入れてください。		
	営業時間の短縮	12	<input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業していたが、8月3日（月）から8月31日（月）までは、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）しました。

- ※ 2か所目以降も都内の店舗に限ります。
- ※ 3か所目以降は、上記表を適宜コピーしてご活用ください。
- ※ 2か所目以降をご協力いただいた場合も支給金額は変わりませんが、協力店舗として公表させていただきます。



9 基本情報

2か所以上の店舗を申請する場合には、記入してください。

10 ステッカーの掲示

（ステッカーを掲示のうえ）必ずチェックを記入してください。

11 酒類の提供を行う飲食店の方

必ずどちらかにチェックを記入してください。

12 カラオケ店の方

必ずチェックを記入してください。

私は、東京都の営業時間短縮の要請に基づき、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」の支給を申請するに当たり、下記の内容について、誓約します。

記

- ・申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金申請書」に記載した事項について、事実と相違ありません。
- ・東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・店舗名（屋号）及び所在する区市町村名の公表に応じます。
- ・「東京都感染拡大防止協力金」の第1回及び第2回の申請書類に記載された情報や「感染防止徹底宣言ステッカー」作成フォームにおける登録情報を本協力金の審査等において利用することに同意します。
- ・申請書類に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- ・業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています(第1回または第2回の申請書に添付しました)。
- ・私は、店舗の代表者等であり、申請店舗を運営し、営業時間短縮等を行う権限を有しています。また、申請内容に疑義があった場合に、東京都が申請店舗の関係者に対して、本申請の内容について調査することに同意します。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。

以上

令和 年 月 日

東京都知事殿

所在地

法人名

代表者職・氏名

※ 法人の代表者又は個人事業主が自署してください。



誓約書

別紙2

私は、東京都の営業時間短縮の要請に基づき、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」の支給を申請するに当たり、下記の内容について、誓約します。

記

- ・申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金申請書」に記載した事項について、事実と相違ありません。
- ・東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・店舗名（屋号）及び所在する区市町村名の公表に応じます。
- ・「東京都感染拡大防止協力金」の第1回及び第2回の申請書類に記載された情報や「感染防止徹底宣言ステッカー」作成フォームにおける登録情報を本協力金の審査等において利用することに同意します。
- ・申請書類に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- ・業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています(第1回または第2回の申請書に添付しました)。
- ・私は、店舗の代表者等であり、申請店舗を運営し、営業時間短縮等を行う権限を有しています。また、申請内容に疑義があった場合に、東京都が申請店舗の関係者に対して、本申請の内容について調査することに同意します。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。

以上

令和2年9月1日

東京都知事殿

所在地	①	東京都新宿区西新宿2-8-1
法人名	②	株式会社 東京産業
代表者職・氏名	③	代表取締役社長 東京太郎

※ 法人の代表者又は個人事業主が自署してください。



注意

ゴム印等を使用せず、法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

① 所在地

法人の場合は会社の所在地を、個人事業主の場合は代表者の住所を記入してください。

② 法人名

個人事業主の場合は、記入しないでください。

③ 代表者名

個人事業主の場合は、個人事業主名を記入してください。

1 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金申請書

別紙1-2

(※) オンライン申請の場合は、14ページ及び(2店舗以上の場合)15ページ全体をスキャナ又は写真で取り込み、送信してください。

2 誓約書

別紙2

(※) オンライン申請の場合は、誓約書全体をスキャナ又は写真で取り込み、送信してください。
 (※) 誓約書の最下部にある代表者職・氏名欄は、**必ず自署**でお願いします(ゴム印等の使用不可)。

3 要請の開始日(令和2年8月3日)より前から営業活動を行っていることがわかる書類 (次の(1)及び(2)の書類が全て必要となります。)

(1) 営業活動を行っていることがわかる書類(写し)

■ 直近の確定申告書[控え]又は住民税申告書[控え]

(※) 確定申告書は、電子申告の場合は申告書[控え]に加え、「受付結果(受信通知)」又は「申告書等送信票(兼送付書)」が必要です。

書面申告の場合は税務署の受付印があるものが必要です。

(※) 住民税申告書は、電子申告の申告受付完了通知又は受付印のあるものが必要です。

(※) 税務署等の受付印がない場合、これから受付印を受領することはできません。

確定申告書等がない場合 又は申告書等に受付印がない場合

次の書類が必要となります。

- 法人設立設置届出書、開業届又は現在事項証明書(直近3か月以内のもの)
- 月末締め帳簿など(直近3か月以内のもの)



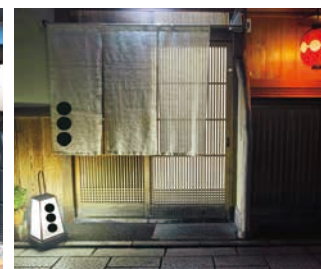
売上データ



手書きの売上帳
のコピー

複数の店舗を申請する場合

■ 申請する店舗ごとの外景(社名や店舗名入り)及び内景の写真、帳簿など



3 (2) 営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類(写し)

(※) 営業に必要な許可等の無い業種は提出不要

■ (例) 飲食店営業許可

29品保生食ほ第0000号

営業許可書

営業者住所
営業者氏名

平成30年2月8日付で申請のあった営業については、
食品衛生法第52条第1項の規定により、
下記の通り許可します。

平成30年2月14日
保健所長 ○○ ○○○ 印

記

1 営業所の住所
2 営業の種類
3 営業所の名称、屋号または商号
4 許可条件

本許可の効力は 平成30年2月14日から
平成36年2月29日までとする

4 酒類の提供を行っていたことがわかる書類(写し) ※飲食店のみ(カラオケ店は不要)

■ (例) メニュー、酒類の仕入伝票 等



(※) 申請する店舗の名称が明記された書類をご提出ください。

5 営業時間短縮(または飲食店における酒類の終日提供中止)の状況が確認できる書類

■ (例) 営業時間短縮等を告知するホームページ、店頭ポスター、チラシ、DM 等



(※) 申請する店舗の名称や営業時間短縮等の状況(営業時間の
変更など)が明記された書類をご提出ください。

6 「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗に掲示している写真



(※) 「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗に掲示していることが明確にわかる写真をご提出ください。

7 本人確認書類(写し)


(※) 住所等が裏面記載の場合は裏面も含む

(※) マイナンバーが記載されている書類は不可(マイナンバーカードの写しは表面のみ提出であれば可)

■ (法人) 法人代表者の運転免許証、保険証等 ■ (個人) 運転免許証、保険証等

氏名	日 本 太 郎	昭和00年0月0日生
本籍	東京都千代田区〇〇〇〇	
住所	東京都千代田区〇〇〇〇	
交付	平成00年00月00日	12345
有効期限	平成00年00月00日まで有効	
免許の条件等	眼鏡等	
第	123456789000	号
交付	平成00年00月00日	〇〇〇〇
交付	平成00年00月00日	〇〇〇〇
交付	平成00年00月00日	〇〇〇〇

見本 運転免許証



公安委員会 印

健康保険被保険者証	本人(被保険者)	00000
	平成00年00月00日交付	
	記号 00000000	番号 00
氏名	〇〇〇〇	
生年月日	昭和00年00月00日	性別 ○
資格取得年月日	平成00年00月00日	
事業者名称	株式会社〇〇〇〇	
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	
保険者名称	全国健康保険協会	〇〇支部
保険者所在地	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	

印

8 支払金口座振替依頼書 別紙3

(※) 郵送又は持参による申請の場合必要となります。

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 申請書

別紙1-2

東京都知事 殿

東京都からの営業時間短縮の要請に基づき、以下のとおり取り組んだため、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請します。なお、記載した（チェックした）事項については事実と相違ありません。

記入日	令和 2 年 月 日
-----	------------

1 申請者の情報

法人の方									
所在地	〒	-	都・道 府・県	区・市 町・村					
法人名									
代表者職名					代表者氏名				
中小企業者である ことの確認	資本金 (又は出資金)	万円			中小企業基本法 上の業種	常時雇用する 従業員数	人		
法人番号									

個人事業主の方									
住所	〒	-	都・道 府・県	区・市 町・村					
氏名									
生年月日	明治・大正・昭和・平成	年	月	日					

※個人事業主の方は、「住所」欄には、添付の本人確認書類記載の住所を記入してください。

日中連絡が 取れる方	フリガナ									
	氏名									
	電話番号									

2 営業時間短縮等を行った店舗の情報

基本情報	フリガナ									
	店舗名称									
	住所	東京都	区・市 町・村							
	電話番号					特記事項				
業態等	店舗の 種類					営業内容				

取組 内容	ステッカーの 掲示	<input type="checkbox"/>	ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。※チェックを入れてください。
----------	--------------	--------------------------	--

取 組 内 容	酒類の提供を行う飲食店の方 ※どちらかにチェックを入れてください。		
	営業時間の 短縮	<input type="checkbox"/>	夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、8月3日（月）から8月31日（月）までは、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）しました。
	酒類提供の 終日中止	<input type="checkbox"/>	夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、8月3日（月）から8月31日（月）までは、酒類の提供を終日行いませんでした。
	カラオケ店の方 ※チェックを入れてください。		
	営業時間の 短縮	<input type="checkbox"/>	夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業していたが、8月3日（月）から8月31日（月）までは、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）しました。



3 営業時間短縮等を行った店舗の情報（2か所目以降）

基本情報	フリガナ				
	店舗名称				
	住所	東京都		区・市 町・村	
	電話番号			特記事項	
業態等	店舗の種類			営業内容	
取組内容	ステッカーの 掲示	<input type="checkbox"/> ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。※チェックを入れてください。			
取組内容	酒類の提供を行う飲食店の方 ※どちらかにチェックを入れてください。				
	営業時間の短縮	<input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、8月3日（月）から8月31日（月）までは、 朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む） しました。			
	酒類提供の終日中止	<input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、8月3日（月）から8月31日（月）までは、 酒類の提供を終日行いません でした。			
	カラオケ店の方 ※チェックを入れてください。				
営業時間の短縮	<input type="checkbox"/> 夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業していたが、8月3日（月）から8月31日（月）までは、 朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む） しました。				

※ 2か所目以降も都内の店舗に限ります。

※ 3か所目以降は、上記表を適宜コピーしてご活用ください。

※ 2か所目以降をご協力いただいた場合も支給金額は変わりませんが、協力店舗として公表させていただきます。



今回初めて協力を申請する方

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 申請書

別紙1-2

東京都知事 殿

東京都からの営業時間短縮の要請に基づき、以下のとおり取り組んだため、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力を申請します。なお、記載した（チェックした）事項については事実と相違ありません。

記入日 令和 2 年 9 月 1 日

1 申請者の情報

法人の方													
所在地	〒163-8001	東京	都	新宿	区	西新宿2-8-1							
法人名	株式会社東京産業												
代表者職名	代表取締役社長			代表者氏名	東京太郎								
中小企業者であることの確認	資本金 (又は出資金)	100	万円	中小企業基本法 上の業種	2-ビス業	常時雇用する 従業員数	15 人						
法人番号	3	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3

個人事業主の方										
住所	〒	-	都・道 府・県	区・市 町・村						
氏名										
生年月日	4	治	大正	昭和	平成	年	月	日		

※個人事業主の方は、「住所」欄には、添付の本人確認書類記載の住所を記入してください。

日中連絡が 取れる方	フリガナ	シンジュクジロウ								
5	氏名	新宿二郎								
	電話番号	03-1234-5678								

2 営業時間短縮等を行った店舗の情報

基本情報	フリガナ	イザカヤマルマルシンジュクテン								
	店舗名称	居酒屋●●新宿店								
	住所	東京都	新宿	区	新宿0-0-0					
	電話番号	03-1234-5678			特記事項					
業態等	店舗の種類	6 酒類の提供を行う飲食店			営業内容	7 ●●料理を提供する居酒屋				

取組内容	8	ステッカーの 掲示	ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。※チェックを入れてください。								
------	---	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

取組内容	酒類の提供を行う飲食店の方 ※どちらかにチェックを入れてください。										
	9	営業時間の短縮	夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、8月3日（月）から8月31日（月）までは、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）しました。								
		酒類提供の終日中止	夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていたが、8月3日（月）から8月31日（月）までは、酒類の提供を終日行いませんでした。								

取組内容	カラオケ店の方 ※チェックを入れてください。									
	10	営業時間の短縮	夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業していたが、8月3日（月）から8月31日（月）までは、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）しました。							



1 資本金

NPO等で資本金・出資金がない場合は、不要です。

2 中小企業基本法上の業種

中小企業基本法上の中小企業者であることがわかるデータを記載してください（サービス業など）。NPO等は、類似する業種を記載してください。

3 法人番号

法人の場合は13桁の法人番号を必ず記入してください。

4 生年月日

必ず和暦で記入してください。

5 日中連絡先

日中連絡が取れる方の情報を必ず記入してください。事務局から申請に関するお問い合わせをすることがあります。

6 店舗の種類

酒類の提供を行う飲食店又はカラオケ店と記載してください。

7 営業内容

対象店舗における具体的な営業内容等を端的に記載してください。

8 ステッカーの掲示

（ステッカーを掲示のうえ）必ずチェックを記入してください。

9 酒類の提供を行う飲食店の方

必ずどちらかにチェックを記入してください。

10 カラオケ店の方

必ずチェックを記入してください。

私は、東京都の営業時間短縮の要請に基づき、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」の支給を申請するに当たり、下記の内容について、誓約します。

記

- ・申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金申請書」に記載した事項について、事実と相違ありません。
- ・東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・店舗名（屋号）及び所在する区市町村名の公表に応じます。
- ・「東京都感染拡大防止協力金」の第1回及び第2回の申請書類に記載された情報や「感染防止徹底宣言ステッカー」作成フォームにおける登録情報を本協力金の審査等において利用することに同意します。
- ・申請書類に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- ・業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています(第1回または第2回の申請書に添付しました)。
- ・私は、店舗の代表者等であり、申請店舗を運営し、営業時間短縮等を行う権限を有しています。また、申請内容に疑義があった場合に、東京都が申請店舗の関係者に対して、本申請の内容について調査することに同意します。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。

以上

令和 年 月 日

東京都知事殿

所在地

法人名

代表者職・氏名

※ 法人の代表者又は個人事業主が自署してください。



誓約書

別紙2

私は、東京都の営業時間短縮の要請に基づき、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」の支給を申請するに当たり、下記の内容について、誓約します。

記

- ・申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金申請書」に記載した事項について、事実と相違ありません。
- ・東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・店舗名（屋号）及び所在する区市町村名の公表に応じます。
- ・「東京都感染拡大防止協力金」の第1回及び第2回の申請書類に記載された情報や「感染防止徹底宣言ステッカー」作成フォームにおける登録情報を本協力金の審査等において利用することに同意します。
- ・申請書類に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- ・業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています(第1回または第2回の申請書に添付しました)。
- ・私は、店舗の代表者等であり、申請店舗を運営し、営業時間短縮等を行う権限を有しています。また、申請内容に疑義があった場合に、東京都が申請店舗の関係者に対して、本申請の内容について調査することに同意します。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。

以上

令和2年9月1日

東京都知事殿

所在地	①	東京都新宿区西新宿2-8-1
法人名	②	株式会社 東京産業
代表者職・氏名	③	代表取締役社長 東京太郎

※ 法人の代表者又は個人事業主が自署してください。



注意

ゴム印等を使用せず、法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

① 所在地

法人の場合は会社の所在地を、個人事業主の場合は代表者の住所を記入してください。

② 法人名

個人事業主の場合は、記入しないでください。

③ 代表者名

個人事業主の場合は、個人事業主名を記入してください。

支払金口座振替依頼書

別紙3

(新規・変更用)

年 月 日

東京都知事 殿

東京都から私に支払われる「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」は口座振替により受領することを希望します。ついては、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

1

依頼人	住所	(連絡先電話番号 () ())	(印)
	氏名		

(法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

2

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関・支店コード	種目	口座番号(右詰めで記入)
銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店			

3

口座名義人(カタカナ) 30文字まで

4

* 種目:預金種目は、次のコードを記入願います。 : 1普通、2当座、4貯蓄

ご注意

- 1 新規・変更の該当する部分を○で囲んでください。
- 2 振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)
- 3 変更の場合は変更箇所のみご記入ください。



1 依頼人

- ・協力金申請書・誓約書と同一の住所・氏名・電話番号を記入してください。
- ・法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名を記入してください。
- ・押印をしてください(法人の代表者印など)。

3 預金種目

- ・預金種目は次のコードを入力願います。
1普通、2当座、4貯蓄

2 振込先金融機関・支店名・口座番号

- ・金融機関は東京都公金収納取扱金融機関のみご利用可能です。
- ・金融機関コードはP24をご確認ください。
- ・ゆうちょ銀行の場合、通帳等に記載の記号・番号は支店コード・口座番号とは異なります。ゆうちょ銀行のホームページ又はお近くのゆうちょ銀行でご確認ください。

4 口座名義人(左詰めで記入)

- ・預金通帳等の表紙裏面のカナ口座名義人を転記してください。
- ・英数字や記号はカナに直さず、そのとおりに転記してください。
- ・カナ口座名義人が不明な場合は、金融機関へお問い合わせください。

支払金口座振替依頼書

別紙3

(新規・変更用)

年 月 日

東京都知事 殿

東京都から私に支払われる「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」は口座振替により受領することを希望します。ついては、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

依頼人 { 住所
氏名 (連絡先電話番号 ())

印

(法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関・支店コード	種目	口座番号 (右詰めで記入)
銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店			
口座名義人 (カタカナ) 30文字まで				

* 種目：預金種目は、次のコードを記入願います。 : 1 普通、2 当座、4 貯蓄

ご注意

- 1 新規・変更の該当する部分を○で囲んでください。
- 2 振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)
- 3 変更の場合は変更箇所のみご記入ください。



金融機関コード

※以下に記載のない金融機関には振込できません。ご注意ください。

コード	金融機関名
0001	みずほ銀行
0010	りそな銀行
0009	三井住友銀行
0005	三菱UFJ銀行

信託銀行

コード	金融機関名
0300	SMB C信託銀行
0288	三菱UFJ信託銀行
0289	みずほ信託銀行
0294	三井住友信託銀行

その他の銀行等

コード	金融機関名
0398	あおぞら銀行
0397	新生銀行
0033	ジャパンネット銀行
0401	シティバンク、エヌ・エイ
2963	中央労働金庫
2004	商工組合中央金庫
0036	楽天銀行
9900	ゆうちょ銀行 ※東京都内、関東各県及び 山梨県内に所在する ゆうちょ銀行及び郵便局

コード	金融機関名
0542	愛知銀行
0129	足利銀行
0174	伊予銀行
0183	大分銀行
0185	鹿児島銀行
0509	北日本銀行
0137	きらぼし銀行
0522	京葉銀行
0179	佐賀銀行
0175	四国銀行
0125	七十七銀行
0153	十六銀行
0181	親和銀行
0532	大光銀行
0514	大東銀行
0134	千葉銀行
0168	中国銀行
0126	東邦銀行
0517	栃木銀行
0534	富山第一銀行
0190	西日本シティ銀行
0182	肥後銀行
0169	広島銀行
0513	福島銀行
0501	北洋銀行
0146	北國銀行
0562	みなと銀行
0569	もみじ銀行
0142	山梨中央銀行

コード	金融機関名
0117	青森銀行
0172	阿波銀行
0123	岩手銀行
0152	大垣共立銀行
0159	関西みらい銀行
0163	紀陽銀行
0508	きらやか銀行
0578	高知銀行
0167	山陰合同銀行
0149	静岡銀行
0151	清水銀行
0121	荘内銀行
0150	スルガ銀行
0546	第三銀行
0164	但馬銀行
0135	千葉興業銀行
0131	筑波銀行
0124	東北銀行
0166	鳥取銀行
0543	名古屋銀行
0143	八十二銀行
0155	百五銀行
0147	福井銀行
0141	北越銀行
0144	北陸銀行
0154	三重銀行
0184	宮崎銀行
0122	山形銀行
0138	横浜銀行

コード	金融機関名
0119	秋田銀行
0161	池田泉州銀行
0576	愛媛銀行
0188	沖縄銀行
0191	北九州銀行
0158	京都銀行
0128	群馬銀行
0017	埼玉りそな銀行
0157	滋賀銀行
0538	静岡中央銀行
0180	十八銀行
0130	常陽銀行
0512	仙台銀行
0140	第四銀行
0178	筑邦銀行
0544	中京銀行
0526	東京スター銀行
0516	東和銀行
0145	富山銀行
0162	南都銀行
0525	東日本銀行
0173	百十四銀行
0177	福岡銀行
0120	北都銀行
0116	北海道銀行
0118	みちのく銀行
0133	武蔵野銀行
0170	山口銀行
0187	琉球銀行

信用金庫

コード	金融機関名
1000	信金中央金庫
1327	足立成和信用金庫
1283	川崎信用金庫
1336	西京信用金庫
1282	湘南信用金庫
1345	昭和信用金庫
1348	世田谷信用金庫
1321	東栄信用金庫
1311	東京シティ信用金庫
1253	飯能信用金庫
1280	横浜信用金庫

コード	金融機関名
1252	青木信用金庫
1358	青梅信用金庫
1305	興産信用金庫
1310	さわやか信用金庫
1344	城南信用金庫
1356	巣鴨信用金庫
1352	瀧野川信用金庫
1349	東京信用金庫
1320	東京東信用金庫
1346	目黒信用金庫

コード	金融機関名
1303	朝日信用金庫
1323	亀有信用金庫
1326	小松川信用金庫
1319	芝信用金庫
1351	城北信用金庫
1341	西武信用金庫
1360	多摩信用金庫
1333	東京三協信用金庫
1262	東京ベイ信用金庫
1386	山梨信用金庫

農業協同組合

コード	金融機関名
5039	秋川農業協同組合
5100	東京スマイル農業協同組合
5055	東京南農業協同組合
5037	西多摩農業協同組合
5070	マインズ農業協同組合
5095	世田谷目黒農業協同組合
5094	東京中央農業協同組合
5077	東京みらい農業協同組合
5030	西東京農業協同組合
5060	町田市農業協同組合
5097	東京あおば農業協同組合
5072	東京みどり農業協同組合
5087	東京むさし農業協同組合
5050	八王子市農業協同組合
3013	東京都信用農業協同組合連合会 ※本店、八丈島代理店及び 小笠原島代理店

信用組合

コード	金融機関名
2010	全国信用協同組合連合会
2241	共立信用組合
2243	七島信用組合
2254	第一勧業信用組合
2215	東京証券信用組合
2210	東浴信用組合
2211	文化産業信用組合

コード	金融機関名
2060	あすか信用組合
2271	警視庁職員信用組合
2231	青和信用組合
2248	大東京信用組合
2274	東京消防信用組合
2235	中ノ郷信用組合

コード	金融機関名
2226	東信用組合
2229	江東信用組合
2202	全東栄信用組合
2224	東京厚生信用組合
2276	東京都職員信用組合
2277	ハナ信用組合

協力金の概要

趣旨

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、東京都は、都内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店の皆様に営業時間の短縮へのご協力をお願いいたしました。

この要請に応じて、対象となる店舗（以下「対象店舗」といいます。）を運営されている方で、営業時間の短縮に協力いただける中小企業、個人事業主等の皆様に対して、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」（以下「協力金」といいます。）を支給いたします。

支給額

一事業者当たり、一律 **20万円**（2つ以上の店舗で営業時間の短縮に取り組む事業者も同額）

※店舗の所在地が他府県の場合は、協力金の対象とはなりません。

申請受付期間及び受付方法

(1) 申請受付期間

令和2年9月1日(火曜日)から同月30日(水曜日)まで

(2) 申請受付方法

オンライン 本協力金のポータルサイトから提出できます。
(URL) <https://jitan.metro.tokyo.lg.jp/index.html>
なお、9月30日(水曜日)23時59分までに送信を完了してください。

郵送 申請書類を次の宛先に郵送することで提出できます。なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。9月30日(水曜日)の消印有効です。

(宛先) 〒100-8691 日本郵便株式会社銀座郵便局郵便私書箱48号
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 申請受付

※切手を貼付のうえ、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

第1回、第2回の協力金の郵送先と異なり、私書箱となりますので、ご注意ください。

持参 申請書類をお近くの都税事務所・支所庁舎内に設置した専用ボックスに投函することで提出ができます。封筒に、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金申請書類在中」と明記してください。

(都税事務所・支所所在地) <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/jimusho.pdf>

開庁時間は、8時30分から17時00分まで(土、日、祝日を除く)となります。

9月30日(水曜日)の17時00分までに投函してください。なお、対面での受付・説明は行いません。

ご不明な点は下記の間合せ先で対応させていただきます。

【間合せ先】東京都ステッカー申請・感染拡大防止協力金相談センター

(電話) 03-5388-0567

(受付時間) 9時00分から19時00分まで(土、日、祝日も開設しています。)

申請要件

本協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者（以下「申請者」といいます。）とします。

1 東京都内に主たる店舗又は従たる店舗を有し、かつ、大企業が実質的に経営に参画（※1）していない次のいずれかの法人等であること。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業及び個人事業主
- (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が（1）の中小企業と同規模のもの
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人又は一般財団法人であって、常時使用する従業員の数が（1）の中小企業と同規模のもの
- (4) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者に該当する組合であって、常時使用する従業員の数が（1）の中小企業と同規模のもの

2 東京都からの営業時間短縮の要請の開始日（令和2年8月3日）より前から、酒類の提供を行う飲食店（※2）又はカラオケ店（※3）に関して必要な許認可等を取得のうえ運営し、都内において営業を行っていること。

3 東京都からの営業時間短縮の要請期間（令和2年8月3日から同月31日まで、以下「要請期間」といいます。）の全ての期間において、次のいずれかに該当すること。

(1) 酒類の提供を行う飲食店

夜間時間帯（夜22時から翌朝5時までの間）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていた方で、次のいずれかに該当することが必要です。

- ① 東京都の要請に応じ、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）すること
- ② 東京都の要請に応じ、酒類の提供を終日行わないこと（※4）

(2) カラオケ店

顧客への酒類の提供の有無にかかわらず、夜間時間帯（夜22時から翌朝5時までの間）に営業していた方が、東京都の要請に応じ、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）すること

4 ガイドラインを遵守のうえ「感染防止徹底宣言ステッカー」を、要請期間中に申請した対象店舗において顧客が見やすい場所に掲示していること。

5 店舗の代表者等であり、申請店舗を運営し、営業時間短縮等を行う権限を有していること。

6 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

- (※1) 「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいいます。
- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していること。
 - ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していること。
 - ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。
 - ・その他大企業が実質的に経営を支配（例：(1)大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合、(2)大企業及びその子会社等が議決権について指示できる場合）する力を有していると考えられること。
- (※2) 営業の形態や名称の如何を問わず、顧客に酒類の提供を行っている飲食店を指します。
- (※3) カラオケボックス、カラオケバーやカラオケパブなど、カラオケの機器を設置し、顧客がその機器を利用し、歌唱する場を提供する店舗を指します。
- (※4) この場合に限り、営業時間に制限はありません（夜間時間帯も営業することが可能です）。

申請手続き等

1 本協力金に関する問合せ先

本協力金の申請等に関する相談センターを開設しています。

東京都ステッカー申請・感染拡大防止協力金相談センター

(電話) **03-5388-0567**

(受付時間) 9時00分から19時00分まで(土、日、祝日も開設しています。)

2 本協力金の申請に必要な書類等の入手方法

(1) 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金のポータルサイト

本協力金のポータルサイト（以下「ポータルサイト」といいます。）の申請内容入力フォームページから入手することができます。

(URL) <https://jitan.metro.tokyo.lg.jp/index.html>

(2) 都関係機関等での配布

次の都関係機関等において入手することができます。

・都税事務所・支所 <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/jimusho.pdf>

・都内区市町村

3 申請書類

P3、P11～13に記載の申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

なお、本協力金は、専門家による事前確認は必要ありません。

4 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査のうえ、適正と認められるときは協力金を支給します。本協力金の支給開始は9月中旬を予定しています。

5 通知等

- (1) 申請者については、東京都からの要請に対して協力を表明していただいた事業者として、本協力金のポータルサイトにおいて、対象店舗名(屋号等)及び所在する区市町村名をご紹介します。
- (2) 申請書類の審査の結果、本協力金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を発送いたします。
- (3) 一方、申請書類の審査の結果、本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

その他

- (1) 本協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、東京都は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を東京都に返金するとともに、協力金と同額の違約金の支払いを求められる場合があります。
- (2) 本協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、東京都は、対象店舗の営業時間短縮の取組に係る実施状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- (3) 東京都は、申請書類に記載された情報を税務情報として使用することがあります。
- (4) 「申請書」、「誓約書」及び「口座振替依頼書」における、2次元コードは、書類の種類を識別し円滑に事務処理を行うために付してあります。

よくあるお問合せ

対象者

○ 都内の飲食店・カラオケ店が対象になるとのことですが、具体的にはどのような店舗が協力金の対象となるのですか？

営業の形態や名称の如何を問わず、飲食店については、夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業し、顧客に酒類の提供を行っていた店舗が、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮する（終日休業を含む）か、あるいは酒類の提供を終日行わない場合に対象となります。

カラオケ店については、酒類の提供の有無にかかわらず、夜間時間帯（夜22時から翌朝5時まで）に営業を行っていた店舗が、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮する（終日休業を含む）場合に対象となります。

詳しくは、P1『協力金の対象となる「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」』をご覧ください。

○ 酒類の提供を夜22時までに短縮し、それ以降は酒類を提供せずに営業を継続する場合は協力金の対象となるのですか？

酒類の提供時間のみを短縮しても、協力金の対象とはなりません。朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮していただく必要があります。

○ 誰が協力金を受け取ることができますか？

協力金の対象店舗を運営し、営業時間短縮の要請に全面的に応じた中小企業・個人事業主等が受け取ることができます。

○ コンビニやスーパーマーケットのイートインスペースについて、営業時間の短縮をした場合は、協力金の対象となりますか？

一般的には、イートインスペースは、店舗が酒類を「調理して提供」し、顧客が飲むことを前提としていないため、今回の協力金に関しては「酒類の提供を行う飲食店」に該当せず、協力金の支給対象にはなりません。

対象期間

○ 協力金の支給を受けるには、いつから営業時間を短縮する必要がありますか？

要請を行う全期間（令和2年8月3日（月）から8月31日（月）まで）において、営業時間短縮（終日休業を含む）に、ご協力いただく必要があります。

申請手続き

○ 申請書はどこでもらえますか？

8月26日（水）からホームページで入手することができます。また、最寄りの都税事務所、都庁第一本庁舎1階受付でも受け取ることができます。

申請受付は、9月1日（火）より開始となりますので、ご注意ください。

○ 「東京都感染拡大防止協力金」の第1回、第2回の申請をしていませんが、申請できますか？

「東京都感染拡大防止協力金」の第1回、第2回の申請状況にかかわらず、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を申請することができます。

○ **申請には、「東京都感染拡大防止協力金」の第1回、第2回のとおり同じ添付書類が必要ですか？**

「東京都感染拡大防止協力金」第1回または第2回で支給決定された店舗と本協力金で申請する店舗が同じであり、支給決定通知をお持ちの場合は、提出書類を簡素化できます。

なお、第1回または第2回協力金を申請中の方で、支給決定通知をお持ちでない方は、支給決定通知がお手元に到着するまでお待ちいただくか、締切に間に合わないようであれば、「今回初めて協力金を申請する方」用の様式で申請ください。

○ **「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していないと、協力金は支給されませんか？**

本協力金の対象要件として、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していただくことが必要です。

○ **「感染防止徹底宣言ステッカー」はどこで入手できますか？**

東京都防災ホームページ「感染防止徹底宣言ステッカー」

(URL:<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>)
をご覧ください。

○ **パソコンがなく「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示できないが、どうすればよいですか？**

協力金の支給要件となるため、速やかに「感染防止徹底宣言ステッカー」を申請のうえ、掲示いただく必要があります。パソコン・プリンタ等の環境がない場合は、スマートフォンからステッカーの申請を行う際に、郵送配布を希望する旨のボタンにチェックいただくと、後日、都庁からステッカーが郵送されます。詳しくは、東京都ステッカー申請・感染拡大防止協力金相談センター(03-5388-0567)までお問い合わせください。

○ **「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲示が9月以降になった場合は、協力金は支給されないのですか？**

この場合、協力金の支給対象にはなりません。



東京都ステッカー申請・感染拡大防止協力金相談センター

(電話) 03-5388-0567

(受付時間) 9時から19時まで(土、日、祝日も開設しています)